



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2009.07.22

No. 32 - 66

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

「民間航空機によるジブチへの自衛隊員チャーター輸送」について 航空三団体で防衛省ならびに国土交通省に要請行動

2009年6月17日 三団体要請行動報告

2009年5月28日、ソマリア沖での海賊対処の目的で陸上自衛隊員70名が日本からバンコク経由でジブチに派遣され、その輸送には、政府専用機(B747-400)ではなく、同型機の日本航空機がチャーターされ運航されました。

今回のチャーター運航は、使用目的が自衛隊員の移動業務として用いられていることから、国際民間航空条約第3条の規定する「国の航空機」としての運航にあたるというのが相当です。したがって、今回の民間機によるチャーター運航は同条約の第4条が規定する「民間航空の濫用」にあたり、条約前文が規定する一般的安全に対する脅威となるものです。

チャーター輸送を請け負った日本航空は「防衛省からの依頼による通常の商行為の一環で、チャーター便として運航を行った」「定期航空協会の3原則に沿って検討し受け入れた」と説明していますが、定航協の3原則は国際民間航空条約が大前提であることから、この説明は納得できるものではありません。

今回の自衛隊員チャーター輸送を踏まえ、航空三団体は6月17日に、防衛省並びに国土交通省に対して、自衛隊員の輸送に民間航空機を使用しないよう要請を行いました。また防衛省への要請の後には同省記者クラブにて私たちの要請事項ならびに交渉内容について「ブリーフィング」を行いました。今回の要請行動の概要について報告します。

＝防衛省関連＝

<民間機の使用について>

**防衛省：政府専用機は国賓の輸送等、国の業務のために用いられるもの・・・？
民間機使用は緊急性と経済性、
輸送の内容と性質を総合的に判断した結果！**

三団体：なぜ、今回の輸送に同型の政府専用機(B747-400)を所有しながら、民間機を使用したのか？

防衛省：今回の輸送はアデン湾へのP3C哨戒機の輸送部隊員70名を移送するもの。民間機を用いたのは、緊急性と経済性、輸送の内容と性質を総合的に判断した結果である。政府専用機は国賓の輸送等、国の業務のために用いられるもの。経済的にも民間機の方が良く、緊急性については、海賊対策新法は今週末に成立の見込みではあるが当時は成立しておらず、海上警備行動の当面の措置として対応した。



三団体：政府専用機は国賓の輸送等、国の業務のために用いられるということだが、政府は専用機を購入する際に、紛争地域からの難民救済や救援活動にも政府専用機を使用するとしていたのではないか。

防衛省：・・・。

三団体：国の任務を帯びた自衛隊員の移動が、国の業務ではないとは驚きだ。これを自衛隊員が聞いたらどう思うのか心配にすらなる。

<情報公開について>

防衛省：隊員の移動はオペレーションの一環！（情報非公開は）隊員の安全確保とオペレーションのスムーズな遂行のため・・・？

三団体：なぜ、当該便が羽田を出発するまで報道機関等に公開せず、内密に進めたのか？

防衛省：防衛省としては出発前と出発後に報道を行う体制を取った。隊員の移動はオペレーションの一環。その隊員の安全確保とオペレーションのスムーズな遂行のための対応である。一般的にオペレーションを行う前に報道すると妨害等、業務遂行する上で障害が発生する可能性があり、その障害を未然に防ぐための措置である。

三団体：「一般の商行為」としてのチャーター輸送であれば、運航日や便名、出発・目的地および運航時間が広く知らされることは承知か。

防衛省：防衛省としての立場は報道関係者に知らせた。

三団体：今回の輸送は運航当日まで一切の情報が公開されず内密に準備が進められ、運航自体も一般のチャーター運航とは異なった形態で行われた。今回の輸送は到底「一般の商行為」と言えるものではなかった。

**防衛省：ICAO 条約については熟知していなかった！？
今後、外務省とも話し合っていく！！**

三団体：総合的に判断した項目に ICAO 条約の規定が入っていない。ICAO 条約は検討の対象に含まれなかったのか。

防衛省：ICAO 条約については熟知していなかった。民間機チャーターの方がスムーズな移動が図れると判断した。

三団体：ジプチに民間機で行くなら、エジプト航空でカイロを経由して行けばいい話だし、通常の定期便やチャーター便に平服で一般旅客と同じように搭乗すれば問題はない。しかし、自衛隊がオペレーションの一環として部隊の移動に民間機を使用するとなると、シカゴ条約に反することになる。また、こうした事態に歯止めがなければ、民間航空の濫用につながるようになることを危惧している。今後、防衛省が判断する際には ICAO 条約の規定と私たちの安全を判断材料に入れてもらいたい。

防衛省：要請については受け承った。今後、外務省とも話し合っていく。

＝国土交通省関連＝

<民間機の使用について>

三団体：航空局として「国の航空機」にあたるかどうかを判断すべき！！

航空局：今回の輸送は「国の航空機」に当たらないと外務省に確認したと JAL から聞いている。

三団体：航空局が航空会社や外務省条約局に判断を任せるのは責任の転嫁だ。航空局として「国の航空機」にあたるかどうかを判断すべきではないか。

<情報公開について>

航空局：事前に情報を公開しなかった点については、チャーター便について一般に公表しなければならないことなのか疑問である。

三団体：航空局は今回の自衛隊員の輸送について、一般のチャーター便、例えば農協の団体旅客のチャーターと同じだと言うのか。

航空局：・・・。

航空局：基本的に自衛隊の移動には自衛隊の航空機を使うべきだ！

今後、防衛省や外務省とも頑張って話し合っていく！

航空局：今回の輸送は紛争地域への輸送ではないし、日本の船舶を守るということで行うもの。海賊対策はやらないといけない。

三団体：我々は「海賊対策」を問題にしているのではない。自衛隊の移動に民間機を用いることを問題にしている。通常の定期便やチャーター便に平服で一般旅客と同じように搭乗したのであれば問題にしていない。しかし、任務を帯びた自衛隊が、部隊長の指揮命令下で移動手段に民間機を使用するとシカゴ条約に反する。また、こうした事態に歯止めがなければ、民間航空機の濫用につながるようになることを危惧している。自衛隊の輸送に民間機が使用されることを繰り返さないため、民間航空の安全に責任を持つ航空局として、企業任せでなく一定の歯止めをしてもらいたい。我々の心配も聞いてもらいたい。

航空局：問題としては受け止めた。今回は目的や目的地をみて民間機の運航が可能と判断したが、今後は内容についても考慮し、しかるべき対応を行う。基本的に自衛隊の移動には自衛隊の航空機を使うべきだ。防衛省や外務省とも頑張って話し合っていく。

以上